

山梨県公報

号外第三十二号

令和五年

七月十二日

水曜日

目次

条 例

○山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制
に関する条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

- 山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する
条例の一部を改正する条例(条例第二十四号)(警察本部少年・女性安全対策課)
- 1 刑法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和五年七月十三日から施行することとした。

条 例

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条
例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第二十四号

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関す
る条例の一部を改正する条例

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条
例(平成八年山梨県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。
第十一条第二号中「第百八十二条」を「第百八十三条」に改める。

附 則

この条例は、令和五年七月十三日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番